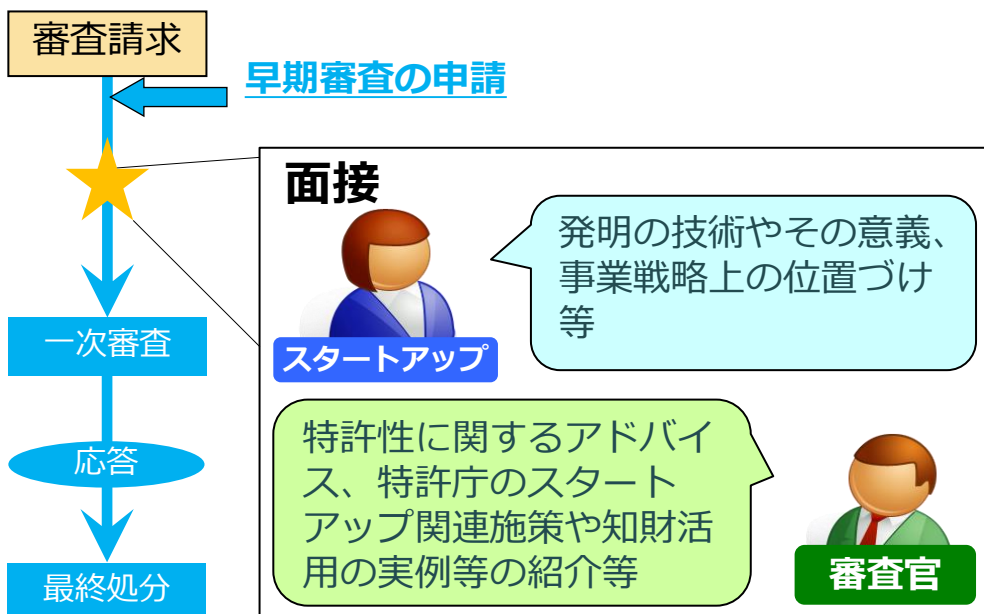


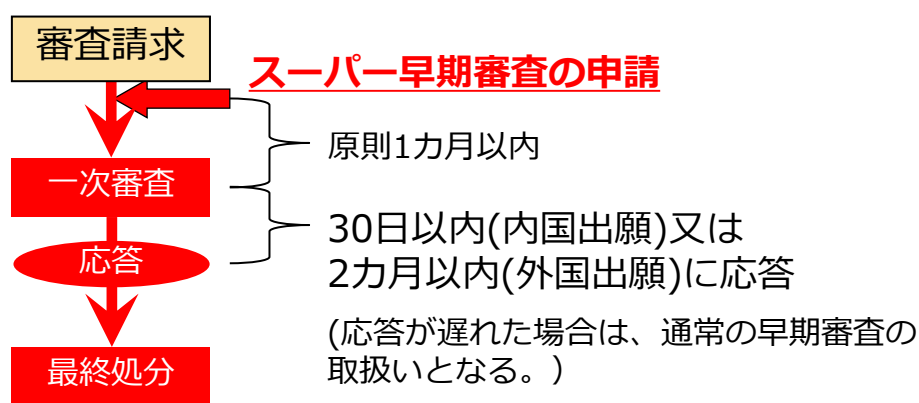
## (1) 概要

- スタートアップの早期権利化を支援するために、以下の運用を平成30年7月9日より開始しました。
  - ✓ **面接活用早期審査**では、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげます。また、早期審査のスピードで対応します。
  - ✓ **スーパー早期審査**では、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えます。

### スタートアップ対応 面接活用早期審査



### スタートアップ対応 スーパー早期審査



#### 2022年の実績(平均)

##### 早期審査

一次審査まで2.3ヶ月  
最終処分まで5.3ヶ月

##### スーパー早期審査

一次審査まで0.9ヶ月  
最終処分まで2.7ヶ月

## (2) 対象

■ 「スタートアップによる出願」であって、「実施関連出願」であるものが対象です。

### スタートアップによる出願

新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるスタートアップによる出願（具体的には以下の要件に該当するもの）のことをいいます。

出願人の全部又は一部が、以下のいずれかに該当する出願です。

- ① その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主
- ② 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては5人）以下設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人（※）
- ③ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人（※）

（※）以下、いずれかに該当していることを指します。

- ・ 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の大企業）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと
- ・ 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の大企業）が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

### 実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願のことをいいます。

